

平成23年6月

東北グリーン電力基金

平成23年度風力発電・太陽光発電助成実施要領

財団法人東北活性化研究センター

財団法人東北活性化研究センター（以下「東北活性研」といいます。）は、東北地域の自然エネルギーを有効活用するため、東北グリーン電力基金の平成23年度風力発電・太陽光発電助成（以下「本助成」といいます。）に関する実施要領を以下のとおり定めます。

1. 応募要件

<p>(1) 対象者</p>	<p>①県 ②市町村 ③学校法人（公立大学法人も含む） ④地方公共団体の出資比率が50%超の第3セクター ⑤医療法人 ⑥社会福祉法人</p> <p>ただし、次に掲げる全ての要件を満たしていること。</p> <p>a. 本助成の対象設備を青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県に設置し、所有すること。</p> <p>b. 当該設備の設置に関し、国や他の団体など、東北活性研以外から金銭的な補助や助成などを受けないこと。</p> <p>c. 設置後、当該設備を適正に維持管理できる能力を有すること。</p>
<p>(2) 設備出力</p>	<p>定格出力（以下「システム出力」といいます。）が20kW未満である設備。</p>
<p>(3) 対象設備</p>	<p>前述（2）および次に掲げる全ての要件を満たした風力発電または太陽光発電設備が対象となります。</p> <p>①多くの方が利用し、公共性と普及啓発効果が高いと東北活性研が認める施設に設置される設備。</p> <p>②学校法人、医療法人および社会福祉法人については、その主たる事業目的に沿った施設に設置される設備。</p> <p>③その設置工事が、応募者と東北活性研間における助成契約の締結日以降、平成24年3月31日までに完了する設備。</p>

	<p>④既存の設備の改良ではなく、施設に初めて設置する設備、または増設する設備。ただし、増設の場合、増設後のシステム出力合計が20kW未満である設備とし、増設部分のみを助成対象設備とします。</p> <p>⑤毎月の発電電力量（電力会社へ余剰電力を売電する場合は、余剰電力量に自家消費電力量を加算した電力量）を計量することが出来る設備。</p>
--	---

## 2. 助成内容

(1) 助成単価	本助成の助成単価は、システム出力1kWあたり50万円とします。
(2) 募集枠 (助成金総額)	本助成の募集枠（助成金総額）は、システム出力の合計で原則120kW（6,000万円程度）とします。
(3) 助成金額	<p>a. 本助成による助成金額は、原則として「応募案件のシステム出力×助成単価」により算定した金額を助成いたします。ただし、「応募案件のシステム出力合計×助成単価」が、募集枠（助成金総額）を超過する場合には、助成単価を 「助成金総額÷応募案件のシステム出力合計」により再算定いたします。 尚、再算定する助成単価は、千円単位とし、千円未満は切り捨ていたします。</p> <p>b. 設置された設備のシステム出力の端数は、原則として、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで求めます。</p> <p>c. 算定した助成金額が助成対象設備を設置するのに実際に要した費用（以下「設置費用」といいます。）を上回る場合には、設置費用を上回らない金額を助成いたします。</p> <p>(注) 設置費用は、助成対象設備を設置するために必要不可欠な費用であり、具体的には以下の機器等を含みます。</p> <p>①風力発電機、ポール、太陽電池モジュール、架台、インバータ、蓄電池等、発電に関する機器等</p> <p>②計量器、発電量表示装置、データ加工装置など、発電電力量の計量・表示に関する機器等</p> <p>③前述に係る電気関係工事、基礎関係工事等</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>④その他諸経費</li> <li>⑤東北グリーン電力基金ロゴマーク等設置に関する費用</li> <li>⑥消費税等</li> </ul>
(4) 助成原資の流用	<p>本助成の助成原資に余剰が生じた場合は、これを「平成23年度太陽光発電・風力発電を利用した防犯・防災灯助成」に、また、「平成23年度太陽光発電・風力発電を利用した防犯・防災灯助成」の助成原資に余剰が生じた場合は、これを本助成に、それぞれ助成原資を流用できることとします。</p>

### 3. 応募方法

(1) 申込書提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本助成への応募者は、様式1「東北グリーン電力基金平成23年度風力（または太陽光）発電助成申込書」（以下「助成申込書」といいます。）および添付書類を受付期間中に持参もしくは郵送等により東北活性研へ提出して下さい。</li> <li>b. 本助成への応募は、1応募者につき1設置計画に限ります。1設置計画とは、原則として、柵、塀等によって区切られた同一構内に設備を設置する工事であり、発電電力量を同一計量器で計量する計画を指します。        なお、1応募者から複数の設置計画の応募があった場合は、その全てを無効とします。        ただし、自治体については1応募者から複数の設置計画の応募を認めます。その場合、個々の設置計画を独立した応募案件として取り扱います。</li> <li>c. 発電設備を設置する土地・建物等が、申込者の自己所有でない場合は、当該土地・建物等所有者の設置承諾後に、申込書を提出してください。</li> <li>d. 風力発電について、東北電力との系統連系を希望する場合は、同社との協議成立後に、申込書を提出して下さい。</li> <li>e. 平成23年8月31日までに、合併する市町村等は、合併後の市町村等の名称で応募して下さい。</li> </ul>
(2) 受付期間	開始:平成23年6月1日(水)

	締切:平成23年8月31日(水)午後5時必着 ※持参の場合、土日祝日を除く9:00~12:00 および13:00~17:00の時間帯にご持参下さい。
--	--

#### 4. 助成対象者の決定

(1) 応募案件の審査	提出された助成申込書等により、対象者、対象設備等について、この要領に定める要件に適合するか否かの審査を行います。
(2) 助成対象者決定の考え方	前述(1)の審査に合格した応募案件を助成対象者に決定します。
(3) 選定結果の通知	全ての応募案件について、助成対象者の決定など選定結果を、速やかに当該応募者へ通知します。

#### 5. 助成契約の締結

a. 助成対象者として決定された応募者は、その設置工事の完了前に、東北活性研と様式2「東北グリーン電力基金平成23年度風力(または太陽光)発電助成契約書」にて助成契約を締結する必要があります。
b. 助成契約の有効期間は、契約締結の日から15年間とします。

#### 6. 助成対象者の義務

助成対象者は、助成契約に基づき次の義務を負います。
①平成24年3月31日までに助成対象設備の設置を完了し、当該設備による発電を開始すること。
②助成対象設備は、助成契約時のシステム出力を上回らないこと。
③助成対象設備(新設および増設部分)の設置に関し、国や他の団体など、東北活性研以外から金銭的な補助や助成などを受けないこと。
④助成対象設備に、別紙2「ロゴマーク等の表示方法」に基づき、「東北グリーン電力基金から助成を受けた設備」であることを表示すると共にロゴマークを表示すること。
⑤善良な管理者の注意をもって、助成対象設備を適正に維持し、管理すること。また、改良、譲渡、交換、貸与、廃棄、担保供出など助成対象設備を処分しようとする場合は、あらかじめ東北活性研の承認を得ること。
⑥この要領または助成契約に基づき、東北活性研が助成対象者または助成対象設備について審査するとき、これに協力すること。

⑦東北活性研がこの要領または助成契約に定める手続きについて具体的な方法を指示するとき、これに従うこと。

7. 助成対象設備・制度のPRによる基金活動への協力

助成対象者は、助成契約に基づき自然エネルギー有効活用のため、以下の項目について、PRすることにより基金の活動に協力すること。

- ①風力発電・太陽光発電の普及啓発のため、ホームページおよび広報誌等により東北グリーン電力基金の助成を受けた設備であることについて広くPRすること。
- ②東北グリーン電力基金について、ホームページ・広報誌への掲載等により、基金のPR活動に協力すること。

8. 助成申込の取下げ

助成対象者が、助成対象設備の設置を中止した場合、または助成金の受領を辞退することとした場合、直ちに、様式3「平成23年度風力（または太陽光）発電助成申込取下げ届出書」（以下「助成申込取下げ届出書」といいます。）を東北活性研へ提出すること。

9. 助成対象設備に関する報告

(1) 助成対象設備設置計画変更の報告	助成対象者は、助成対象設備の設置計画を変更した場合、遅滞なく、様式4「平成23年度風力（または太陽光）発電助成対象設備設置計画変更報告書」を東北活性研へ提出すること。（前述6.の変更は不可）
(2) 助成対象設備設置工事完了の報告	a. 助成対象者は、助成対象設備の設置を完了し、当該設備による発電を開始した場合、遅滞なく、様式5「平成23年度風力（または太陽光）発電助成対象設備設置工事完了報告書」（以下「工事完了報告書」といいます。）を東北活性研へ提出すること。 なお、設備設置工事完了とは、設備の引き渡しの日とします。  b. 工事完了報告書に記載する設置費用の合計金額について、2（1）注に記載する項目別の内訳を可能な限り併せて報告すること。次に記載する項目別の内訳を可能な限り併せて報告すること。

(3) 発電電力量の報告	助成対象者は、発電開始後3年間、助成対象設備の毎月の発電電力量を計量し、様式6「平成23年度風力（または太陽光）発電助成対象設備の発電電力量報告書」により遅滞なく東北活性研へ報告すること。
--------------	--

#### 10. 助成金額の確定および支払い

- a. 東北活性研は、工事完了報告書受領後、速やかに、助成対象者および助成対象設備がこの要領および助成契約に定める要件を満たしているか審査し、全て満たしていると判断した場合は、原則として1か月以内に、この要領に従って確定した助成金額を当該助成対象者へ通知します。
- b. 東北活性研は、助成金額の通知後、原則として10営業日以内に、助成対象者が指定する口座へ当該金額を振り込みます。
- c. 助成金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点第1位を切り上げます。

#### 11. 助成実施状況の公表

東北活性研は、本助成の実施状況に関し、次の事項をホームページなどで適宜公表します。

- ①助成対象者の決定状況（助成対象者名、助成対象設備の設置計画概要など）
- ②助成金の支払い状況（助成対象者名、助成金額、支払時期など）
- ③助成対象設備の稼動状況（設置された助成対象設備の概要、発電電力量など）

#### 12. 助成契約の解除等

- a. 東北活性研は、次のいずれかの場合、助成契約を解除することができます。また、契約前の場合は助成決定を取り消すことができます。この場合、東北活性研は、速やかに当該助成対象者へその旨通知します。
  - ①助成対象者が、「助成申込取下げ届出書」を東北活性研へ提出した場合。
  - ②助成対象者が、この要領または助成契約に違反した場合。ただし、東北活性研が助成契約に基づきあらかじめこれを承認した場合を除きます。
  - ③助成対象者が、助成対象設備の設置に関して、国や他の団体など、東北活性研以外から金銭的な補助や助成などを受けていた事実が判明した場合。
  - ④助成対象者が、助成対象設備の発電を平成24年3月31日までに開始されない場合。ただし、天変地異等、助成対象者の責めとならない場合は除きます。

⑤助成対象者が、助成対象設備の設置、運転または管理に関する法令違反、助成金の受領に関する不正行為など、助成対象者として著しく不適當であると東北活性研が判断する行為を行った場合。

b. 東北活性研が、助成金を支払った後に助成契約を解除した場合、当該助成対象者は、東北活性研からの請求に従い、年率5%の利息を付して、当該助成金を速やかに東北活性研へ返還しなければなりません。

c. 東北活性研は、この助成契約の解除・助成決定の取り消し、または助成金の返還請求により、助成対象者が被るいかなる損害についても、賠償する責任を負いません。

### 13. 別紙

別紙1 ロゴマーク等の表示方法

### 14. 様式

<風力発電用>

様式1 東北グリーン電力基金平成23年度風力発電助成申込書

様式2 東北グリーン電力基金平成23年度風力発電助成契約書

様式3 平成23年度風力発電助成申込取下げ届出書

様式4 平成23年度風力発電助成対象設備設置計画変更報告書

様式5 平成23年度風力発電助成対象設備設置工事完了報告書

様式6 平成23年度風力発電助成対象設備の発電電力量報告書

<太陽光発電用>

様式1 東北グリーン電力基金平成23年度太陽光発電助成申込書

様式2 東北グリーン電力基金平成23年度太陽光発電助成契約書

様式3 平成23年度太陽光発電助成申込取下げ届出書

様式4 平成23年度太陽光発電助成対象設備設置計画変更報告書

様式5 平成23年度太陽光発電助成対象設備設置工事完了報告書

様式6 平成23年度太陽光発電助成対象設備の発電電力量報告書

※風力と太陽光を併用したハイブリッド型発電設備は、風力発電の様式を使用して下さい。

### 15. お問い合わせ先・書類提出先

この要領をはじめ、本助成に関してご不明な点があれば、下記までご連絡なくお問い合わせください。

財団法人東北活性化研究センター グリーン電力基金部

[担当] 星・鈴木

(住 所) 〒980-0021

宮城県仙台市青葉区中央二丁目9番10号 セントレ東北9階

(TEL) 022-225-1425

(FAX) 022-225-0082

(Eメールアドレス) [green@kasseiken.jp](mailto:green@kasseiken.jp)

(ホームページアドレス) [www.kasseiken.jp/](http://www.kasseiken.jp/)

月曜日から金曜日（祝日を除く）

午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時まで